

令和3年10月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

## 小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年10月5日(火) 午後1時30分から午後2時11分
2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)
3. 出席委員

1番 野方俊彦	3番 下村啓子
4番 古賀義博	5番 西村新二
6番 松尾正人	7番 池田政孝
8番 深河文雄	9番 高塚和行
10番 三根祐喜	13番 中村津多子
14番 江里口泰信	
4. 欠席委員

2番 本村教昭	11番 野口浩美
12番 江里口勇	
5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名について
  - 第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について
  - 第2号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
  - 第3号議案 農地法第5条による許可申請について
  - 第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
  - 第5号議案 農用地売渡等の希望申出について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岸川 齊	副局長兼庶務係長 真子 祐輝
-----------	----------------

## 7. 会議の概要

事務局	委員の皆様、お疲れさまです。それでは、ただいまから令和3年10月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。
会長	初めに、江里口会長より挨拶をお願いいたします。 皆さん今日はお忙しい中にお集まりいただきまして、ありがとうございます。 心配されておったコロナの状況も何とか小康状態を保っておるといような状況でございますけれども、またいつ爆発的に感染者が増えるか分からないような状況でございます。 そんな中、稲刈りもいよいよ収穫の時期を迎えるようになるというような収穫間近でございます。お互いに機械の事故等には遭遇されないように注意を払って刈り取りを行っていただきたいと思ひます。 今日は1号議案から5号議案まで議案がございます。皆様方の御協力によりましてスムーズに進行できますように御協力をお願い申し上げまして、御挨拶といたします。
事務局	ありがとうございました。 本日は、2番の本村委員、11番の野口委員、12番の江里口勇委員から欠席の連絡がありました。 出席委員は11名で在任委員の過半数以上の出席がございますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。
議長	それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。 それでは、ただいまから令和3年10月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まずは議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私から御指名をさせていただきます。 4番古賀委員、5番西村委員をお願いいたします。 次に、第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。
事務局	議案書は1ページを御覧ください。 本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は3件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 資料は1ページからとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明)
議長	この案件の場所は芦刈町中溝地区を通る有明海沿岸道路南の農地で、申請理由は規模拡大です。 以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 引き続き、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局	<p>申請番号2について説明をいたします。 資料は5ページからとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明) この案件の場所は牛津町乙柳地区を通る市道上江良線北の農地で、申請理由は譲受人への贈与です。</p>
議長	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(挙手) 全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いいたします。 申請番号3について説明をいたします。 資料は9ページからとなります。</p>
議長	<p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号3について事務局より説明) この案件の場所は小城町馬場地区を通る県道杉山小城線南の農地で、申請理由は規模拡大です。 以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし)</p>
事務局	<p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第2号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案書は2ページを御覧ください。 本日の農地転用許可後の事業計画変更承認申請の審議件数は1件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 資料は13ページからとなります。</p>
事務局	<p>(土地の所在地、地目、面積、申請者住所氏名を読み上げる) 申請者は、令和3年1月18日付佐賀県指令2農漁第5の4533号で、転用の目的を駐車場として農地法第5条の規定に基づく許可指令書を受領されておりました。保育園園舎の建設場所を再検討した結果、駐車場に園舎を建設することとなったため、事業計画変更承認申請書を提出されております。</p>
事務局	<p>この案件の場所は、市道大門馬場線沿いの小城町二瀬川地区にあるいわまつ保育園西に位置しております。 被害防除対策ですが、雨水は集水後に東側及び南側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。</p>
事務局	<p>農地区分と許可基準ですが、既に、先ほども言いましたように農地変更許可を行われておりますが、農地区分といたしましては第3種農地になることが見込まれる</p>

区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設、または、公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満である第2種農地であり、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案書は3ページを御覧ください。

本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は2件でございます。

申請番号1について説明をいたします。

資料は18ページからとなります。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は国道34号北の三日月町立石地区にある市道立石線北の農地で、転用目的は車両物流センターでございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に東側及び西側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設であり、許可し得るものと判断しております。

なお、農地転用許可申請時に市との雇用協定書を締結されており、農地転用完了後には新たに10名を雇用し、そのうち3名を小城市内の農業従事者から雇用するように計画をされております。

以上でございます。

この案件については13番中村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

事前調査報告をいたします。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局の説明のとおりです。

調査事項です。イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると思えます。

ロ、計画面積の検討について、利用計画図等により適当であると判断します。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると思えます。

ニ、被害防除及び用排水の検討について、し尿及び生活雑排水は合併浄化槽を設置し東側水路へ、また、雨水排水については側溝を新設し東側水路へ放流することで、周辺農地への影響はないと思えます。

ホ、その他の特記事項については特にありません。

議長

事務局

議長

13番

議 長

以上です。御審議のほどよろしくお願ひします。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願ひいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願ひいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事及び県常設審議委員会に意見を送付します。

次に、申請番号2について事務局より説明をお願ひいたします。

事務局

申請番号2について説明をいたします。

資料は25ページからとなります。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件の場所はJR唐津線南にある三日月町久米地区を通る市道甘木久米線北の農地で、転用目的は建売分譲住宅21区画でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に東側及び南側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側水路等へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場(これらの支所を含む)等からおおむね500メートル以内にある第2種農地ですが、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。

なお、申請地はJR小城駅から約540メートルの距離に位置しております。

以上でございます。

議 長

この案件については13番中村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

13番

事前調査報告をいたします。

譲渡人、譲受人、申請目的、転用目的は事務局の説明のとおりです。

調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できます。

ロ、計画面積の検討について、利用計画図等により適当であると判断できます。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると思ひます。

ニ、被害防除施設・用排水の検討については、し尿及び生活雑排水は合併浄化槽により処理後、水路へ放流され、雨水排水については側溝を新設され水路へ放流することで、周辺農地への影響はないと思ひます。

ホ、その他の特記事項については特にありません。

以上、御審議よろしくお願ひします。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願ひいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願ひいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事及び県常設審議委員会に意見を送付します。

次に、第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。

申請番号1から申請番号84まで一括して事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

議案書は4ページから14ページまでを御覧ください。

利用権設定について説明をいたします。

本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が21件、利用権の再設定が57件、利用権の移転が7件、合計で85件、総面積は46万2,684平米でございます。

今回の全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1から申請番号84までについては原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第4号議案 農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題とします。

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

議案書は15ページを御覧ください。

所有権移転について、本日の審議件数は2件でございます。

申請番号1について説明をいたします。

申請番号1、(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

申請番号2について説明をいたします。

申請番号2、(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。  
次に、第5号議案 農用地売渡等の希望申出についての売渡希望についてを議題とします。

事務局

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案書は16ページを御覧ください。

本日の審議件数は、売渡希望は3件でございます。

資料は41ページからとなります。

申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

7番

申請人の成年後見人なんですよ。○○○さんという、この方は成年後見人なんですよ。なのであるならば、申請人はこれの申請権は既になくなっていてと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

お答えをいたします。

今、池田委員さんがおっしゃったように後見人であるので、ここの申出人に關しましては、おっしゃるように○○○さんで議案のほうは記載をすべきところでした。

ですから、修正をいたしまして、差し替えについては来月の委員会の案内をお出しするときに全ての委員さんに改めて送付をさせていただきたいと思っております。

ですから、2番目の芦刈町浜枝川地区にある田んぼについても、申出人は○○○さんということで議案書の修正を出します。

それと、この申出書についても、後見人ということですので、申請に関しては○○○さんで問題ないものかと思っておりますので、そのあたりも確認をいたしまして、修正が必要であれば○○○さんのほうにお願いをして修正していただきたいと考えております。

以上でございます。

議長

ほかにございませんでしょうか。

5番

所有者が1番も2番も○○○さん、これは○○○さんになるかと思っておりますが、同じ人なんですよ。それで、圃場の場所が牛津地区と芦刈の浜枝川に分かれていまして、野口委員からこの間、私に問合せがあったんですけど、同じ人の、だから、同じでも駄目やろうかというふうな意見があっていました。ちょっとたまたま今日は野口委員が休みですので、私が代理で言っていますけど。

こういう場合、あくまでもやっぱり土地の場所によって分けるべきものですかね。

事務局

事務局からお答えをいたします。

申請者の方が同一で、複数の地区に農地をお持ちの場合のあっせん委員をどうするのかということで御質問があったんですが、あくまでも農地がある所在のところで地区を分けております。ですから、今回のような形であっせん担当委員として審議していただきたいと考えておりますが、先ほど西村委員がおっしゃったように、もう同一の方で、あっせん委員さん同士でお話をしていただくなり、事務局を通していただくなりで、例えば、芦刈の浜枝川地区のほうは面積も大きくもありますので、野口委員さん、西村委員さんでこの方のあっせんをします、活動するということになれば、委員会後にでもそれぞれのあっせん委員さんで御協議をいただいて活



	動していただきたいというふうに考えております。
	というのが、今回は牛津と芦刈と町境を挟んで近隣地区にあったからそういったお話になるのかなと思うんですが、前回か前々回は、三日月町の方だったんですが、点々と農地をお持ちの場合、なかなかお話を、あっせんを成立させるまで活動していただくことはなかなか大変ということもあって、農地の所在によってあっせん担当委員さんの任命をしたいと考えております。
5 番	以上でございます。
議 長	よく分かりました。
3 番	ほかにございませんか。
	41ページと46ページの面積のところと16ページの面積のところはどうなっているんですかね。(発言する者あり) いやいや、ここの合計が全部違う。書いてあるとでは、46と41は同じ面積になってありますが。
事務局	41ページと46ページは、同じ申出書をそれぞれコピーをさせていただいています。ですから、申請番号1については牛津の友田にある上から2枚の田んぼの分ですね、862平米と3,140平米を足した4,002平米で、芦刈町の4筆に対しましては、下の4筆ですね、この分を合計した面積ですから、この申請番号1と2の合計の面積が今回の申出の面積の2万313平米になるかと思えます。
	以上でございます。
3 番	つまり、合計.....
13番	合計で書いて、上2段が牛津地区で、下4段が芦刈地区けんが、斜線ば入れちゃっ。
3 番	ああ、こっちが4,002で書いてある。
13番	うん、4,002。上2つ。
3 番	分かりました。
13番	下は消してある。斜線ば引いて。
議 長	ほかにございませんか。
	(質疑なし)
	ないようですので、これより採決をいたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(挙手)
	全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いいたします。
	申請番号2について説明をいたします。
	(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)
	以上でございます。
議 長	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。
	(質疑なし)
	ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(挙手)
	全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。
	引き続きまして、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いいたします。
事務局	申請番号3について説明をいたします。

議長

(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。

議案の審議は終了いたしました。事務局より議案書に同封して送付された資料について説明をお願いいたします。

事務局

議案書の資料とは別とじて、10ページまでの薄い資料を同封させていただいておりましたが、その資料を御覧ください。

まず、農業委員会において審議していただいております農地法第3条、第4条、第5条の一部を抜粋して記載しております。

農地法第3条は耕作目的で農地を取得する場合、第4条は自身が所有する農地を農地以外にする場合、第5条は他者が所有する農地を農地以外にする場合には、それぞれ許可を受けなければならないと規定されています。

資料の8ページ及び9ページを御覧ください。

農地法第5条の規定に基づく許可指令書の写しを添付しております。

項目2の「許可する土地の表示」のうち、赤線を表示しております3筆ですね、8ページが1筆、9ページが2筆の合計3筆なのですが、転用の目的である産業廃棄物中間処理施設として使用をされておられません。

ページ戻っていただきまして、6ページを御覧ください。

現地の航空写真を添付しておりますが、盛土の造成地となっております。この盛土造成地は、小城スマートインターチェンジ開通のための工事で発生した残土により造成したものです。小城市と谷田建設との契約により小城市が造成したものです。違反転用状態となっております。

谷田建設から、造成地が産業廃棄物中間処理施設として使用できないため、隣接地を転用したいとの相談があり、事案が判明いたしました。

違反転用を解消するためには、1つ目として農地ではないとの非農地証明書の発行。2つ目として、今日、事業計画の変更の申請があったいわまつ保育園さんと同じように、事業計画変更申請書を受理し農業委員会として承認をする。3つ目として撤去させる等がありますが、事務局としては証明書の発行及び農業委員会の承認はできないと考えております。既に谷田建設には同様の回答をしております。

その理由といたしまして、1つ目が崩落する可能性がゼロではない。2つ目が、証明書発行後に崩落した場合、何を根拠に証明したのかと説明を求められた場合に回答ができない。3つ目が、法律や条例に従い事務を執行する行政が、農地法の手続をせずに造成をしている。4つ目が、始末書を添付し事業計画変更申請書が提出され現状のまま承認した場合、意図的な違反転用者が増加する可能性があり、転用事業者から指摘をされれば説明ができなくなります。また、違反転用者にも指導が難しくなります。5番目といたしまして、隣接地に人家がないものの、ため池側に崩落した場合、決壊し下流域に被害が発生する可能性があります。

令和元年の大雨時には盛土造成地は崩落していませんが、ため池が決壊し下流域で被害が発生しております。

また、高速道路側、この6ページの下のほうに道路が一部写っておりますが、その道路は高速道路です。高速道路側に崩落すれば、のり面を損傷し通行できなくなる可能性もあります。

谷田建設は資材置場として使用されておりますが、重量物を設置した場合には崩落する心配があるため、事業に支障を来しているとのことでした。

盛土は撤去すべきであると考えておりますが、土砂の量が6万立米程度あるため、短期間で搬出は不可能だと思われまます。今後については小城市建設課及び県担当課と協議しながら対応したいと考えております。

造成地に関して質問や説明を求められた場合、農業委員会としては原状回復のための土砂撤去以外に違反転用を解消する方法はないと回答したいと考えております。

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

先ほどの事務局長のお話からしますと、筋が通っていない話だと理解しております。同様のことが熱海の何とかというのも似たようなことをされとったと思うんですけれども、これと、市の建設課か、あるいはそういうところからだと思いますが、こういうところから残土を置いて盛土するときに農業委員会のほうには全く話はなかったということなんでしょうか。

お答えをいたします。

その残土を積んだときの相手方、谷田建設さん側からの事業計画変更の申請書等は一切提出をされておりました。ですから、何ら手続を踏まずに市が造成をしたものと考えております。

あと、今回、農業委員会の中で方針を決めていただいた後には、当時担当していた職員にも聞き取りをしたいと考えております。それで、より詳細に調査をしていきたいというふうには考えております。

ですから、現状では建設課のほうから農業委員会のほうに何かしらの相談とかあったかどうかは、現状調べた限りでは、なかったというふうにお答えいたします。

以上です。

分かりました。

以上です。

ほかに皆さんから何かございませんか。

(質疑なし)

ないようですので、農業委員会は盛土は撤去により違反転用を解消させるの方針でよろしいでしょうか。異議がなければ挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員異議なしですので、盛土は撤去により違反転用を解消させる方針で対応いたします。

ほかに皆さん方の中から何かございませんですか。

(なし)

ないようですので、次回日程等の連絡について事務局よりお願いいたします。

次回日程等ですが、今月の農地転用現地調査日を10月25日月曜日、午後1時30分から西館2階2-6会議室で行います。2-6会議室にお集まりをお願いいたします。

11月定例農業委員会の日時、場所ですが、11月5日金曜日の午後1時30分

議長  
7番

事務局

7番

議長

事務局

議 長

から、ここ西館大会議室で行います。

以上です。

以上をもちまして10月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員